

京都市再犯防止推進計画の策定に当たって



京都市長 門川 大作

人生において、人は過ちを犯してしまうことがあります。同時に、人生は何歳に なってもやり直すことができるものです。

犯した過ちが大きければ大きいほど、やり直しのために乗り越えなければならない壁は高くなりますが、そんな時、共に歩み、支えてくれる人の存在は何よりも心強いもの。京都では、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主をはじめとする地域の皆様やその御家族が、罪を犯した人を支援するため日々献身しておられます。尊い御活躍を重ねておられる関係者の皆様に頭の下がる思いであり、改めて深く敬意を表します。

この度策定した京都市再犯防止推進計画は、多くの皆様に支えられているこうした再犯防止の取組を一層推進するためのものです。

犯罪の背景にある人々の様々な悩みや生きづらさ。その一つ一つに誠実に向き合い、保健医療・福祉など、本市の様々な施策にしっかりとつなげることで、「もう二度と犯罪はしない」という思いを皆様と共に支えてまいります。

そして、犯罪被害者等の方々への御支援と同時に、こうした再犯防止の取組を市民ぐるみで進めることにより、「誰一人取り残さない」 社会の実現、SDGs の達成へとつなげてまいる決意です。引き続き、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり多大な御協力をいただきました京都市再犯防止推進会議の委員の皆様、貴重な御意見・御提案をいただきました市民の皆様、並びに全ての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

目次

		計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		jの趣旨・目的	
2	計画	ī期間 ·····	2
3	計画	jの位置付け ·····	2
第2	章 :	本市における再犯を取り巻く状況	4
1	再犯	2者数及び再犯者率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	再犯	2者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	地域	は再犯防止推進モデル事業の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第3		本市が目指すまちの姿	
1		ぎすまちの姿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	成果	岩指標と目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
第4	•	施策の展開	
1		〒の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		ā推進施策······	
3		s的な施策 ·····	
	柱1	住居・就労の確保等による社会の居場所づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	柱2		
	柱3	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	柱4	犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な支援の実施	33
	柱5		27
	!``	地域社会への理解促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	柱6	「再犯防止×京都の文化力」の視点による取組の推進 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	40
笙5	音 :	推進体制	41
730	- .		7.
参考	資料	.	42
資	料1	· 京都市再犯防止推進会議 ······	43
資	料2	再犯の防止等の推進に関する法律の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
資	料3	再犯防止推進計画(国の計画)の概要	46
資		再犯防止推進計画加速化プランの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
資		犯罪者処遇の概要	
資	料6	非行少年処遇の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
資		用語解説 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

第1章 計画について

1 計画の趣旨・目的

本市では、市民・事業者等の皆様や京都府警察と一体となって進めてきた「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」等の取組により、市内における刑法犯の認知件数は大幅に減少していますが、検挙者に占める再犯者の割合は約5割と高い状態が続いています。更なる安心・安全なまちの実現に向けては、再犯者を減らすことが重要です。

犯罪や非行をした人(以下「犯罪等をした人」という。)の中には、住居や安定した仕事がない、薬物依存がある等、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。犯罪等をした人のこうした生きづらさの課題に対応し、再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけでは限界があるため、社会復帰後、地域社会で孤立させない切れ目のない支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施していく必要があります。とりわけ、地域社会で生活する犯罪等をした人に対する支援に当たっては、保健医療・福祉などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割が極めて重要です。

平成28年12月に成立、施行された再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)においても、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

また、再犯防止の推進は、新たな犯罪被害者を生み出さない取組であるとともに、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を社会全体が認め、支えることで、社会復帰を促進する取組でもあり、本市が推進するSDGs(国連で採択された持続可能な開発目標)の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現にも資するものです。

こうしたことから、本市では、「京都市再犯防止推進計画」を策定し、再犯防止に係る取組を総合的かつ計画的に推進してまいります。

「SDGs (エスディージーズ)」

「Sustainable Development Goals」の略称。国連において、気候変動、自然災害、生物多様性、紛争、格差の是正などの国内外の課題の解決に向けて掲げられた2030年までの国際目標。17の目標とそれらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されている。



2 計画期間

計画期間は5年間(令和3年度~令和7年度)とします。ただし、期間中に再犯を取り巻く状況に大きな変化があった場合等は、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置付け

(1)総合計画との関係

本計画は、本市の総合計画である京都市基本計画の分野別計画として、本市における再犯 防止に係る取組を総合的かつ計画的に推進するために策定します。

(2) 他の行政計画との関係

本計画は,再犯防止の推進に関する本市の基本的な方針や各行政分野における施策をとりまとめるものであり,本計画を基に,関係部局が再犯防止の視点を持ち,各分野別計画に基づく具体的な取組を進めていきます。

(3) 再犯防止推進法との関係

本計画は,再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付けます。

再犯の防止等の推進に関する法律(抄)

(地方再犯防止推進計画)

- 第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(4) 計画の位置付けのイメージ図

京都市基本構想

(2001~2025年) 21世紀の京都のまちづくりの方針を 理念的に示す長期構想



京都市基本計画

第1期(2001~2010年) 第2期(2011~2020年度) 第3期(2021~2025年)

基本構想の具体化のために全市的観点から 取り組む主要な政策を示す計画



分野別計画

政策分野ごとの取組を推進するための計画

再犯防止推進法 京都市再犯防止推進計画

(2021~2025年度)

本市の再犯防止の取組を総合的に推進するための計画



関連する 他の分野別計画

医犯防止推进計画

再犯防止推進計画 (国・府)

第 2 章

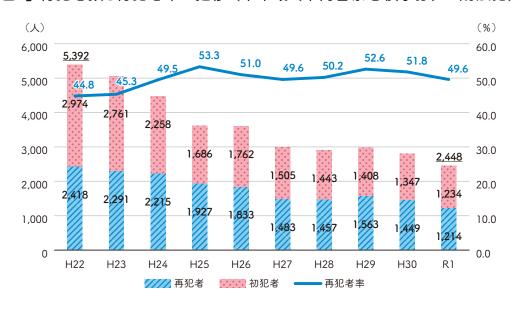
本市における再犯を取り巻く状況

1 再犯者数及び再犯者率

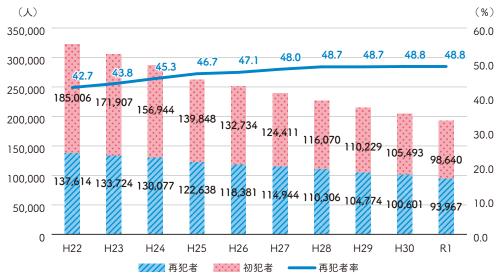
本市における刑法犯の検挙者数(市内警察署で検挙された者)は、この10年間(平成22年~令和元年)で、およそ半分(5,392件⇒2,448件 54.6%減)となり、再犯者数も減少(2,418件⇒1,214件 49.8%減)していますが、再犯者数が初犯者数ほど減少していないため、再犯者率(検挙者に占める再犯者の割合)は10年前に比べて高い状況(44.8%⇒49.6%4.8ポイント増)にあります。【図1】

本市の再犯者率は、国全体よりも高い傾向にあります。【図2】

【図1】再犯者数と再犯者率の推移(本市域(市内警察署検挙分)の刑法犯)

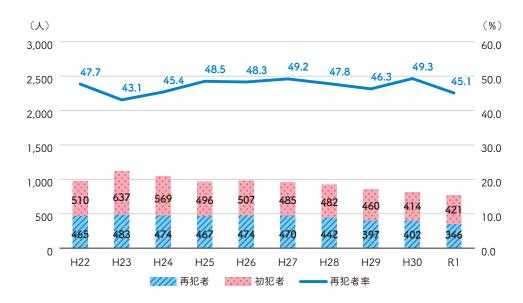


【図2】再犯者数と再犯者率の推移(国全体の刑法犯)

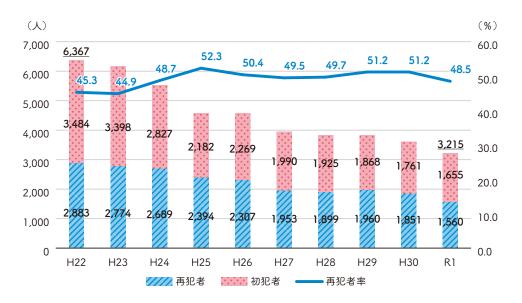


また、刑法犯以外の犯罪である特別法犯(覚醒剤取締法、大麻取締法、迷惑防止条例違反等)の再犯者率は、4割から5割の間で推移【図3】しており、本市の刑法犯と特別法犯の合計値においても、再犯者率は10年前と比べて高い状況(45.3%⇒48.5% 3.2ポイント増)にあります。【図4】

【図3】再犯者数と再犯者率の推移(本市域(市内警察署検挙分)の特別法犯)



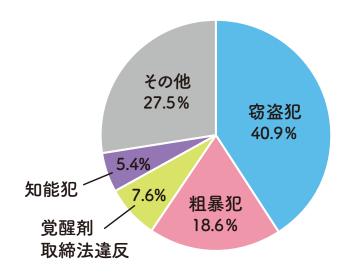
【図4】再犯者数と再犯者率の推移(本市域の刑法犯と特別法犯の合計)



2 再犯者の現状

本市における再犯者(刑法犯・特別法犯検挙者)の罪名は、窃盗犯、粗暴犯(傷害、恐喝等)、覚醒剤取締法違反の順に多く、全体の約7割を占めています。【図5】

【図5】再犯者(刑法犯・特別法犯検挙者)の罪名(京都市,令和元年)



3 地域再犯防止推進モデル事業の取組

(1) モデル事業の概要

平成30年6月に、地方再犯防止推進計画の策定を含む本市の事業計画が国の「地域再犯防止推進モデル事業」に採択されました。本市では、生きづらさを抱える若年女性を支援している「京都わかくさねっと(旧:若草プロジェクト in KYOTO)」が活動していることに加え、全国的にも珍しい女性専用の更生保護施設が存在するなど、女性に特化した再犯防止の推進に取り組む素地を有していることから、こうした特色をいかし、女性の支援を中心としたモデル事業を行いました(事業期間は平成30年度~令和2年度の3年間)。

(2) 実態調査の実施

ア 矯正施設に対するヒアリング調査

矯正施設(加古川刑務所、和歌山刑務所、京都拘置所、京都医療少年院、交野女子学院、京都少年鑑別所)に対するヒアリング調査を行い、犯罪等をした人の特徴、抱える課題、必要とされる支援等の情報を収集しました。

〈聞き取り調査で得られた当事者の傾向等〉

- 入所者の傾向を見ると、高齢者では窃盗が多く、若年者は薬物が多い。
- 若年者は、SNSを介した人間関係に起因する非行が増えている。
- 女性は、窃盗、薬物、傷害・暴行が多い。
- 女性は,不良の成人男性と交際することによって急速に非行が進む傾向がある。
- 男性は、窃盗、傷害・暴行、詐欺が多い。
- 男性は、同レベルの非行集団をつくりがちで、段階的に非行が進む傾向がある。
- 虐待被害の経験や依存症の課題があり「家に帰りたくない」という若年女性も多い。
- 就労しても1回目で定着する人は少なく、2回目、3回目で定着する人が多い。
- 協力雇用主の多くは土木・建設系の業種であり、女性はマッチング困難な場合が多い。
- 関係機関の連携が不十分なところもあり、更なる相互理解・連携が必要。

イ 保護司に対するアンケート調査

犯罪等をした人の抱える悩み、課題や必要とされる支援等を把握するため、本市域で保護観察を受けた人に近接して支援を行っている保護司を対象としたアンケート調査を実施しました。

なお、アンケートでは、モデル事業として実施する女性の支援を中心とした支援の取組を念頭に「少女・若年女性」と「その他の方」の2つの対象者に分けて行いました。

アンケート調査の結果、「少女・若年女性」と「その他の方」とで大きな差異は認められず、 主に以下の傾向がみられました。

〈アンケート調査で得られた主な傾向〉

(ア) 対象者からよく聞く悩み、課題について

「仕事が長続きしない」,「仕事が見つからない」,「両親との仲が悪い」,「犯罪・非行を したくないが,友人等から犯罪・非行行為に誘われる」が多い。

(イ) 対象者が再犯(再度の非行)に至ってしまう主な理由について

「友人等から犯罪・非行行為に誘われる」, 「仕事が長続きしない」, 「悩みや困っていること等を相談する人がいない」. 「薬物をやめられない」が多い。

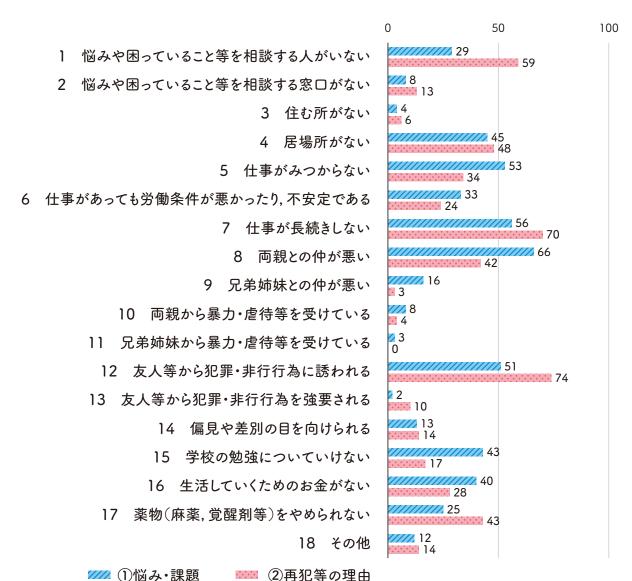
(ウ) 保護司として活動する中で、行政等に求めたい施策・取組について

「対象者に対する支援ネットワークを作る」、「対象者への就労情報の提供」が多い。

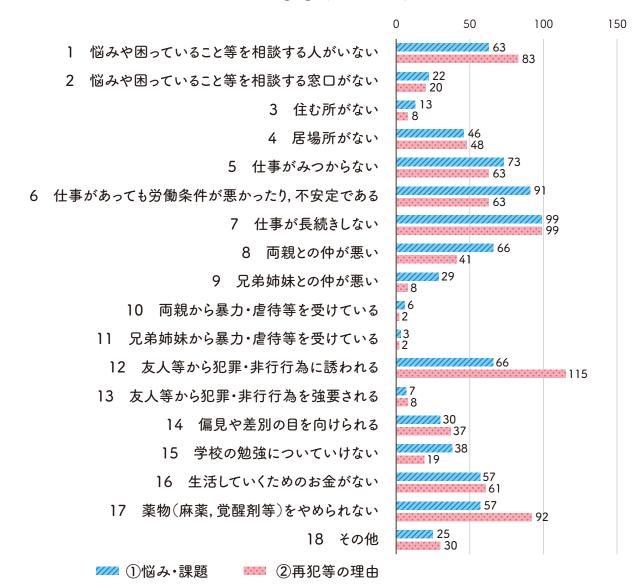
【保護司に対するアンケート調査の結果】

- ① 対象者からよく聞く悩み、課題は何ですか(3つまで回答可)
- ② 対象者が再犯(再度の非行)に至ってしまう主な理由は何だとお考え・お感じですか (3つまで回答可)

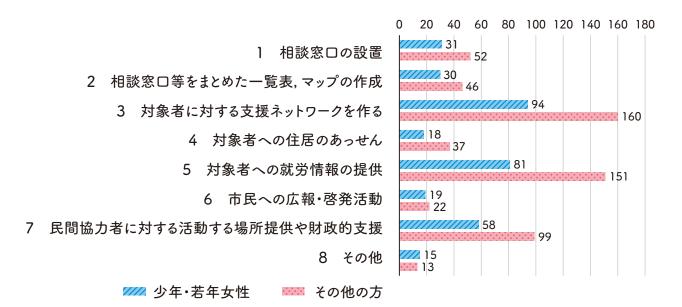
アンケート①②(少女・若年女性)



アンケート①②(その他の方)



③ 再犯防止のために行政等が実施するべきと考える施策・取組は何ですか(2つまで回答可)



ウ 対象者等に対するヒアリング調査

(ア) 矯正施設に入所中の対象者に対するヒアリング

矯正施設に入所・入院中であり、出身や帰住先が京都市である少女・若年女性に対するヒアリングを実施し、犯罪に至る経緯やこれまでに受けた支援の有無、今後の地域生活に移行するに当たっての要望等の情報を収集しました。

ヒアリングの結果,犯罪等をした若年女性は,その生育過程において困難な環境にあった人が多く,両親や異性のパートナーによる暴力や学校でのいじめなどにより,家庭や地域で孤立を深め,非行的な友人との結びつきや経済的な困難等から犯罪に至るケースがみられました。

また、矯正施設への入所・入院前に児童相談所などの行政機関や民間の支援施設・団体を知らなかったり、知っていても利用していないケースが多くあり、必要な支援につながらないまま犯罪や非行に至ってしまう傾向がありました。

その他、矯正施設内では、住宅や就労等、出所・出院後の生活について具体的に考えたり、相談をしたりする機会が限られているという意見があったほか、対面での相談は敷居が高いので、匿名性があるSNSなどの方が相談しやすい、専門家でなくてもいいので話を聞いてくれる人が欲しいという意見もありました。

(イ) 少女・若年女性等の支援を行っている施設・関係機関に対するヒアリング

地域の中で子どもや若年女性等の支援を行っている施設・関係機関に対するヒアリングを実施し、活動の現状や今後の課題等について情報収集を行いました。

ヒアリングでは、矯正施設や行政機関、支援施設・団体間で、必要な支援につなぐための情報連携をより強化していく必要があるという意見がありました。

また、孤立は再犯につながりやすいため、積極的なフォローアップが必要となりますが、公的機関では制度上の制約等から、支援の枠組みに入らない当事者がいることや、支援が期間限定である等の課題があること、民間団体では金銭面や人員面の問題で、当事者への支援の継続や拡大が難しいという意見もありました。

他にも、当事者が生きづらさを自覚していない、支援を利用しようとしないことにより、行政機関が把握できずに孤立する当事者がいることについて意見がありました。

(3) モデル支援の実施と更なる支援の在り方

生きづらさを抱える若年女性を必要な相談・支援機関につなげるため、民間団体と連携して、寄り添い支援や居場所づくり、ハンドブック「つなぐ つながる」を作成・配布する事業を実施しました。

また、モデル支援の取組を踏まえ、今後の更なる支援の在り方について検討しました。

ア 寄り添い支援、居場所づくりの実施

令和元年度から令和2年度にかけて、民間団体と連携のもと、寄り添い支援や居場所づくりに取り組みました。

寄り添い支援が必要な若年女性について、同意を得たうえで支援計画を作成し、相談や関係機関の紹介・随行等によって具体的な生活・就労等の支援につなげていく取組を実施しました。

また、困りごとを抱えていながらも支援機関との接点がない若年女性とのつながりをつくり、必要な相談・支援機関につなげていくための居場所づくりを実施しました。居場所づくりにおいては、伝統文化に触れる体験を行うなど、京都の強みである文化力をいかして自己肯定感等を高める取組も行いました。

モデル支援で実施した、民間団体による寄り添い支援や居場所づくりでは、支援が必要な若 年女性とつながることができ、立ち直ることができた事例もありました。

〈更なる支援の在り方〉

立ち直る機会が多い若年者が必要な支援につながることができるよう, 更生保護に取り組まれている民間団体における活動が更に発展し, その活動の輪が広がるよう, 民間団体による活動に対する支援を検討する必要があります。

イ ハンドブック「つなぐつながる」の作成・配布

犯罪等をした人が施設出所後に困難や悩みを抱えた際に相談できる窓口や支援機関等を紹介したハンドブック「つなぐつながる」を作成し、矯正施設や保護観察の現場等において配布・紹介することにより、支援を必要とする人を適切な支援先に『つなぐ』とともに、出所者等が困った場合にいつでも支援機関に『つながる』ことができるようにする取組を実施しました。

〈更なる支援の在り方〉

より多くの犯罪等をした人を孤立させることなく、社会や各施策につなげていくために、ハンドブック「つなぐつながる」の掲載内容の充実を図るとともに、起訴猶予者等、矯正施設への入所に至らない段階における配布にも拡大し、より相談・支援機関につながりやすい環境整備を進めていく必要があります。

第3章

本市が目指すまちの姿

1 目指すまちの姿

再犯防止に当たっては、犯罪等をした人自身の強い更生意欲(※)が前提となりますが、犯罪等をした人の中には、住居や安定した仕事がない、薬物依存がある等、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。また、犯罪等をした人は、周りから偏見や差別意識を持たれやすく、本人が更生に向け努力しようとしても、社会で孤立しやすい現実があります。

こうした生きづらさを抱える犯罪等をした人の再犯を防止するためには、社会復帰後に地域社会で孤立させない切れ目のない支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施していく必要があります。また、地方公共団体が実施する支援については、犯罪等をした人であることに着目した特別な支援ではなく、支援を必要とする市民として当然享受されるべきものとして取り組むとともに、犯罪被害者等の思いや心情を十分に認識して取り組む必要があります。

また,罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を認め,支えることができる社会に向けた取組も必要です。

本市では、こうした課題に対して、地域社会に最も身近で、また、保健医療・福祉などの各種サービスを提供している基礎自治体としての役割を認識しながら、国や民間団体等における取組と連携した再犯防止の施策を積極的に進めることにより、「やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現」を目指します。

※ 犯罪等をした人は多様であり、認知症や障害がある 等、特性によっては本人の更生意欲を前提としない 場合があります。 本人の強い 更生意欲(※)



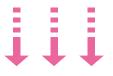
行政機関・民間団体等の 連携による 切れ目のない支援



罪を償い社会の一員 として再出発しようとする人を 認め、支える地域社会



再犯防止



目指す姿

やり直すことができる社会と 安心・安全なまちの実現

忘れてはいけない犯罪被害者等の存在

犯罪による被害者やその御家族・御遺族の方は、犯罪による生命や身体への直接的な被害だけでなく、その後も、心身の不調や苦痛、周りの理解不足や中傷などにも苦しめられ、深刻な状況に置かれます。

こうした状況を市民一人ひとりがしっかりと認識し、犯罪被害者等が元の平穏な生活を取り戻すために、社会全体で支援していくことが大変重要です。

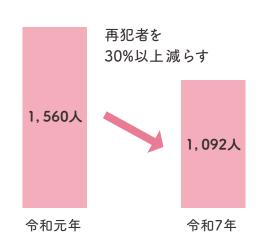
本市では、平成23年4月から「京都市犯罪被害者等支援条例」に基づき、ワンストップ窓口として「京都市犯罪被害者総合相談窓口」を設置し、犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減のための支援を中長期にわたって行っています。

2 成果指標と目標値

目指すまちの姿の実現に向けた取組を着実に推進していくため、本計画に成果指標と目標値を設定します。

(1) 計画全体の成果指標と目標値

計画全体の実施状況を評価する成果指標は本市域における再犯者数(刑法犯・特別法犯の検挙者数)とし、目標値は、本市域における再犯者数を計画終了年度(令和7年度)までに、基準値(令和元年)から30%以上減少させることとします(1,560人→1,092人)。



(2) 個別施策の成果指標と目標値

本計画に掲げた個別施策の実施状況を評価するため、重点推進施策ごとに成果指標と目標値を設定します(重点推進施策の詳細はP15~16に掲載)。

第4章施策の展開

1 施策の体系

本市が目指す「やり直すことができる社会と安心・安全なまちの実現」に向け、以下の6つを柱に、52の具体的な施策を展開します(具体的な施策の詳細は $P17\sim40$ に掲載)。

- 住居・就労の確保等による社会の居場所づくり
- 柱2 ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 柱子 非行の未然防止、犯罪等をした少年への継続した学びの支援
- 柱4 犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な支援の実施
- 民間協力者の活動との更なる連携, 広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進
- 柱も
 「再犯防止×京都の文化力」の視点による取組の推進

2 重点推進施策

52の具体的な施策のうち、以下の5施策を本市の再犯防止をけん引する重点推進施策に位置付け、本人の更生意欲等の喚起や行政機関・民間団体等の連携による切れ目のない支援、地域社会の理解促進に重点的に取り組みます。

■ 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進

刑務所出所者等に対する福祉的支援については、刑事司法関係機関等(刑務所、保護観察所、地域生活定着支援センター等)において、犯罪等をした人のニーズを施設在所中から把握し、地域の福祉関係機関等と連携しながら、必要な支援につなぐ調整が行われています。

福祉的支援につなぐ調整をより円滑化し、切れ目のない支援を推進するため、本市として、①刑事司法関係機関等が適切な福祉関係機関等に迅速・円滑に相談・調整が行えるようサポートを行います。

また、②刑事司法関係機関等と連携した研修会の開催等を通じて、地域の福祉関係機関のスキルアップと、刑事司法関係機関等と福祉関係機関等の顔の見える関係づくりを推進するとともに、対応事例等の支援ノウハウの集積と市内における出所者支援の動向把握を行い、関係機関へフィードバックすることで、対応力の向上につなげます。

さらに、③市民・事業者に向けた再犯防止・更生支援に関する情報発信や、市内において 出所者等を積極的に支援する福祉事業者等の拡充に向けた働き掛けを行います。

② ハンドブック「つなぐつながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備

犯罪等をした人は、立ち直りに多くの困難を抱える人が多く、社会的に孤立しやすい傾向があります。平成30年度に実施した保護司へのアンケートにおいても、対象者が再犯(再非行)に至ってしまう主な理由として、「相談する人がいない」という回答が多いなど、犯罪等をした人が孤立しないよう、社会や各施策につなげることが求められます。

このため、地域再犯防止推進モデル事業として作成したハンドブック「つなぐつながる」について、掲載内容の充実を図るとともに、これまで取り組んできた矯正施設や保護観察の現場等における配布に加え、起訴猶予者等、矯正施設への入所に至らない段階にも拡大して配布することにより、犯罪等をした人が住居の確保や福祉サービスの利用等につながりやすい環境整備を進めます。

3 民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進

地域再犯防止推進モデル事業で実施した調査では、犯罪や非行をした若年女性は、その生育過程において困難な環境にあった人が多く、また、本人の自己肯定感の低さ等から支援を望まず、必要な支援につながらないまま犯罪や非行に至ってしまう傾向があります。

本市では、こうした課題に対応するモデル事業として、民間団体と連携して、生きづらさを抱える若年女性に対する居場所づくりや寄り添い支援に取り組んできましたが、継続した取組が効果的であることから、民間団体による若年者を対象とした再犯防止に資する居場所づくり等を促進するための支援を検討します。また、民間団体が行う居場所づくりには、心を豊かにする京都の文化力を積極的に取り入れられるよう働き掛けます。

❹ 再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発

再犯防止や更生支援に関する市民理解の促進は、民間支援者の増加や活動の充実につながり、同時に、更生を目指す人の人権が尊重されることは、刑務所出所者等の更生意欲の向上につながります。また、企業や福祉関係機関等における理解の促進は、犯罪等をした人を雇用を通じて支援する協力雇用主や犯罪等をした人の入居を拒まない民間賃貸住宅の拡大、必要な福祉サービスの円滑な提供等につながります。

このため、本市職員はもとより、市民向け、企業向け、福祉関係者向けに再犯防止・更生支援に関する啓発・研修に取り組みます。

5 京都の文化力をいかした矯正施設入所者等に対する更生意欲等の喚起

計画に基づき本市が取り組む各施策が再犯の防止につながるためには、犯罪等をした人自身の更生意欲が前提となります。犯罪等をした人に対しては、国の矯正施設等において特性に応じた指導が行われていますが、帰住先となる本市としても、伝統文化に触れる機会の提供など豊かな人間性を育む京都の文化力をいかして、京都刑務所や京都少年鑑別所等と連携し、更生意欲や自己肯定感を高める取組を展開します。





3 具体的な施策

計画では、再犯防止を目的とした施策だけでなく、本市がこれまでから地域社会に最も近い基礎自治体として、犯罪等をした人であるか否かにかかわらず提供してきた施策のうち、犯罪等をした人の立ち直りにつながる施策についても掲載し、国や民間団体等との連携を図りながら取組を推進します。



住居・就労の確保等による社会の居場所づくり

現状・課題

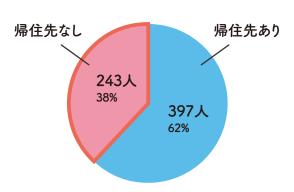
● 住居については、全国的に、刑事施設を満期で出所した人のうち約4割が適切な帰住先が確保されないまま出所しており、これらの人の再犯に至るまでの期間は、出所後の帰住先が確保されている人と比較して短いことが明らかとなっています。

また、京都刑務所などの府内の刑事施設を出所した人のうち、約4割の人が出所時に適切な帰住先を確保できずに出所しています。【図1】

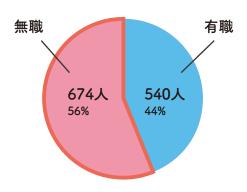
● 就労については、全国的に、刑事施設に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であり、有職者と無職者では再犯率が大きく異なる等、不安定な就労は再犯リスクに結び付きやすいことが明らかになっています。

また、本市における再犯者(刑法犯検挙者)に占める無職の人の割合は約6割と高い状況にあります。【図2】

【図1】刑務所出所時に帰住先がない人の割合 (京都府内の刑事施設, 令和元年)



【図2】再犯者(刑法犯検挙者)に占める無職の割合 (京都市,令和元年)



施策の方向性

適切な住居の確保は安定した生活を送るための大前提であること、また、就労は生計を支え、規則正しい生活を促し、社会との関係を保つためにも重要であることから、住居、就労の確保及び定着のための施策を推進します。

さらに、社会参加の方法は必ずしも一般就労だけではないことから、高齢や障害など犯罪等をした人の特性に応じて、ボランティア活動など多様な社会の居場所へつなぐ施策も推進します。

- 刑務所出所者等が住居を確保しやすい環境づくりを推進します。
- ① 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進【保健福祉局】 刑事司法関係機関等が適切な福祉関係機関等に迅速・円滑に相談・調整が行えるようサポートするとともに、関係者同士の顔の見える関係づくり等を進めることにより刑務所出所者等に対する福祉的支援につなぐ調整をより円滑化し、切れ目のない支援を推進します。
- ② ハンドブック「つなぐ つながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【保健福祉局】

ハンドブック「つなぐつながる」について、掲載内容の充実や配布の拡大により、犯罪等を した人が住居の確保や福祉サービスの利用等につながりやすい環境整備を推進します。

③ 京都市再犯防止推進会議における関係機関との連携による再犯防止の取組の 着実な推進【保健福祉局】

京都市再犯防止推進会議において、本市における再犯防止の取組の進ちょく管理を行うとともに、関係機関との連携のもと、住居確保や就労支援、保健医療・福祉サービスの利用促進、 民間協力者の活動支援等の取組を着実に推進します。

④ 居住支援法人の開拓等による住宅の確保に配慮を要する人に対する支援の推進 【都市計画局】

指定権者である京都府と連携した住宅確保要配慮者居住支援法人の開拓等の取組により、 高齢者など住宅の確保に特に配慮を要する人を受け入れる民間賃貸住宅の拡充と円滑な入 居を推進します。

⑤ 京都市居住支援協議会(京都市すこやか住宅ネット)による高齢者等が民間賃 貸住宅に円滑に入居できる取組の推進【都市計画局】

京都市居住支援協議会(京都市すこやか住宅ネット)による,高齢であることを理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」の登録促進や,住み替え支援や定期的な見守り等を行う京都市高齢者すまい・生活支援事業等を不動産関係団体や社会福祉関係団体と連携して実施することにより,高齢者等が民間賃貸住宅に円滑に入居できる取組を推進します。

- ⑥ 高齢者等が市営住宅を利用しやすい環境整備【都市計画局】 優先入居の取組など、高齢者や障害のある人、生活困窮者にとって市営住宅を利用しやすい環境づくりを推進します。
- ⑦ 生活困窮者自立支援制度,生活保護制度等による生活困窮者の住居の確保【保健福祉局】

生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業や住居確保給付金支給事業,生活保護制度に基づく住宅扶助の実施により,生活困窮者が住居を確保できるよう支援します。

⑧ 一時的な宿泊場所の提供及び地域における安定した住居の確保【保健福祉局】 緊急一時宿泊施設の提供により、住居を失った人の一時的な宿泊場所を確保します。また、自立に 向けた支援プランを作成し、地域における安定した住居を確保できるよう伴走型の支援を実施します。

- ⑨ 高齢者、障害のある人等を受け入れる社会福祉施設の整備【保健福祉局】 京都市民長寿すこやかプラン、はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン等に基づき、高齢者、障害のある人等を受け入れる社会福祉施設の整備を推進します。
- 2 刑務所出所者等が意欲や能力に応じて就労できる環境づくりを推進します。
- ① 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進 【保健福祉局】 〈再掲〉
- ② ハンドブック 「つなぐ つながる」 を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【保健福祉局】〈再掲〉
- ③ 京都市再犯防止推進会議における関係機関との連携による再犯防止の取組の 着実な推進【保健福祉局】〈再掲〉
- ④ 京都保護観察所が開催する刑務所出所者等就労支援推進協議会への参画による関係機関との連携強化【保健福祉局】

京都保護観察所が開催する刑務所出所者等就労支援推進協議会に参画し、刑務所出所 者等を雇用に結び付けるための方策等について情報交換や協議を行うなど、地元経済団体を 含む関係機関との連携強化を図ります。

⑤ 生活困窮者自立支援制度,生活保護制度等による生活困窮者の就労支援【保 健福祉局】

生活困窮者自立支援制度,生活保護制度等に基づく自立相談支援事業,就労意欲喚起等 支援事業,チャレンジ就労体験事業,京都市自立支援センターにおける支援等により,生活困 窮者の就労の確保,定着を推進します。

- ⑥ 区役所・支所における福祉・就労支援コーナーの設置による就労支援【保健福祉局】 生活保護受給者等就労自立促進事業として区役所・支所に設置する福祉・就労支援コーナーにおいて、就職に関する相談に応じることや求人情報を提供することにより、生活困窮者の就労を支援します。
- ⑦ 障害福祉サービスの提供等による就労意欲のある障害のある人への支援 【保健 福祉局】

障害者総合支援法に基づく就労系サービス(就労移行支援,就労継続支援A型,就労継続支援B型,就労定着支援)の提供等により,就労意欲のある障害のある人の就労の確保,定着を支援します。また,障害者職場実習・チャレンジ雇用推進事業,伝福連携・農福連携の取組等により,就労機会の創出や工賃の向上に向けた取組を推進します。

⑧ 障害者就労支援プロモート事業等による障害のある人を雇用する企業等の開拓・支援【保健福祉局】

福祉施設職員や利用者向けにスキルアップ研修会等を行う障害者就労支援プロモート事業や、障害者雇用に意欲のある企業等が障害者雇用の拡大に当たり必要なノウハウ等を提供する障害者雇用促進アドバイザー派遣等支援事業を通して、障害のある人を雇用する企業等を開拓・支援します。

⑨ 京都若者サポートステーションにおける就労支援【子ども若者はぐくみ局】

京都若者サポートステーションにおいて, 就労の意思はあるものの様々な課題を抱えている 人に対して, 相談事業をはじめ, 職業体験や就職セミナー等の支援プログラムを提供し, 就労 の確保, 定着を推進します。

⑩ シルバー人材センターに対する支援等による高齢者の就労支援【保健福祉局】

高齢者が長年にわたり培ってきた知識や経験等を生かすことのできる, 臨時的・短期的な就業機会を提供しているシルバー人材センターに対する支援等により, 高齢者の就労の確保を推進します。

① 市内企業等に対する広報・啓発による協力雇用主の開拓と地域社会の理解促進 【産業観光局、保健福祉局】

京都保護観察所,京都府就労支援事業者機構,コレワーク(矯正就労支援情報センター)等と連携し,市内企業等に対して,犯罪等をした人を雇用することの意義や協力雇用主の活動について広報・啓発し、参加を呼びかけるなど、保護観察所等が行う協力雇用主の開拓に協力します。また、様々な啓発活動により、犯罪等をした人の社会復帰を雇用を通じて支援する活動について、市民の理解促進を図ります。

- ③ ボランティア活動への積極的な参加等,多様な社会の居場所へつなぐ取組 を推進します。
- ① 社会とのつながりを深めるボランティア活動への参加の促進【文化市民局、保健 福祉局】

京都市市民活動総合センターや京都市福祉ボランティアセンターにおいて、ボランティア情報の発信やボランティアを求める団体と活動を希望する市民とのコーディネートを行うことにより、市民のより活発な社会参加を促進します。

② 高齢者・障害のある人等の社会参加の促進等,多様な居場所へつなぐ取組の推進【保健福祉局】

健康長寿サロンなど高齢者の身近な通いの場の拡充,障害のある人の文化芸術活動や障害者スポーツの振興等により,高齢者や障害のある人等を社会の居場所へつなぐ取組を推進します。





関連する国の主な施策

○検察庁における福祉的支援が必要な起訴猶予者等に対する支援(入口支援)

検察庁では、矯正施設への入所に至る前の段階で、高齢又は障害のある起訴猶予者等の身柄釈放時に福祉サービスの利用等につなげる取組(入口支援)を行っている。また、この入口支援を充実するため、検察庁における社会復帰支援を担当する検察事務官や社会福祉士の配置の充実、保護観察所における福祉的支援や更生緊急保護を担当する保護観察官の配置の充実等の実施体制の確保を進めている。

○保護観察所・地方更生保護委員会における帰住先確保に向けた取組(生活環境の調整)

受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所では、保護観察官や保護司が引受人と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整している(生活環境の調整)。また、この生活環境の調整を充実するため、地方更生保護委員会では、矯正施設収容後の早期の段階から帰住先に関する調査を行うなどして適切な帰住先を迅速に確保するための取組を進めている。

○更生保護施設・自立準備ホームによる一時的な住居の確保

直ちに自立することが難しい刑務所出所者等については,更生保護施設職員等が矯正施設入所中に本人と面談等したうえで,更生保護施設で受け入れて一時的な住居を確保するとともに,保護観察所が,就職援助,生活指導等を行って円滑な社会復帰を支援している。また,法務省は,更生保護施設のうち一部を,高齢者や障害のある人等を積極的に受け入れる指定更生保護施設や,薬物依存からの回復を支援する薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し,その受入れ及び処遇機能の充実を図っている。さらに,多様な居場所を確保するため,刑務所出所者等に対する宿泊場所や食事の提供,生活指導を,あらかじめ登録された民間法人・団体に委託し実施している(自立準備ホーム)。

○刑事施設における特別改善指導(就労支援指導)の実施

刑事施設では、受刑者に対して、特別改善指導として、就労に必要な基本的スキルやマナーを習得させるとともに、就職面接の練習など出所後の就労に向けての取組を具体化させる就労支援指導を実施している。

○刑事施設における職業訓練等の実施

刑事施設では、刑務作業の一つとして、受刑者に職業に関する免許や資格を取得させ、又は職業上有用な知識や技能を習得させるために、職業訓練を実施している。また、矯正施設職員に対する研修の充実等による実施体制の強化や、受刑者等に矯正施設の外で職場体験を実施させたり、協力雇用主等を訪問させたりする取組を進めている。

○矯正施設における就労支援スタッフの配置

矯正施設では、非常勤職員として就労支援スタッフを配置し、受刑者等に対する就労意欲や職業適性等を把握するためのアセスメントやキャリアカウンセリングの実施、ハローワークや企業との連絡調整を行っている。また、就労支援スタッフに加え常勤職員として就労支援専門官を配置するなど、就労支援体制の更なる充実を図っている。

○刑事施設におけるハローワーク職員の駐在等

刑事施設では、相談員として駐在しているハローワーク職員により、受刑者に対する職業相談・職業紹介等を実施するとともに、本人の帰住予定地に所在するハローワークとも連携するなどして、早期の段階から濃密な支援を実施している。また、矯正施設では、刑務所出所者等の雇用を希望する事業者を招き、採用面接等を行う「就労支援説明会」の開催等の取組を進めている。

○法務省におけるコレワークの取組

全国8箇所に設置した矯正就労支援情報センター室(通称「コレワーク」)では、受刑者等の帰住先や取得資格等の情報を一括管理し、刑務所出所者等の雇用を希望する事業者に対して、ニーズに適合する人を収容する矯正施設を紹介し、採用手続きをサポートする等の支援を行っている。

○保護観察所における更生保護就労支援事業の実施

保護観察所では、就労支援に関するノウハウや企業ネットワーク等を有する就労支援事業所に委託する形で、刑務所出所者等のうち就労の確保が困難な人に対し、継続的かつきめ細かな支援を行うとともに、協力雇用主の開拓を進めている。

○法務省における協力雇用主に対する支援

法務省では、犯罪等をした人を雇用する協力雇用主に対して雇用に関する助言や刑務所出所者等就労奨励金制度、身元保証制度の活用等を通じて、協力雇用主の負担や不安を軽減する取組を実施している。また、保護観察所では、雇用後のフォローアップとして、必要に応じ保護観察官が協力雇用主のもとを訪問するなどし、保護観察対象者等の就業状況を把握するとともに、協力雇用主の相談等に応じている。

○少年鑑別所における地域援助の実施

少年鑑別所では,就職した支援対象者や雇用主等に対して心理的支援を行うなど,就労の定着に向けての取組を進めている。

柱2

ネットワークの充実による保健医療・福祉サービスの利用の促進

現状・課題

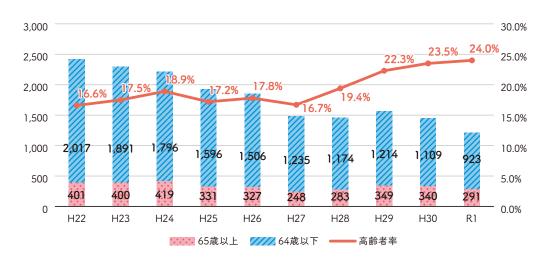
全国的に、刑務所に入所した高齢者(65歳以上の人)が出所後2年以内に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち約4割の人が、出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、罪名では窃盗の割合が高い状況にあります。

本市においても、再犯者(刑法犯検挙者)に占める高齢者の割合は、この10年間(平成22年~令和元年)で、7.4ポイント(16.6%⇒24.0%)増加しています。【図3】

● また、全国的に新たに刑務所に入所する人の約3割が覚醒剤取締法違反であり、覚醒剤 取締法違反で受刑した人が出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、出所者全体と 比べて高い状況にあります。

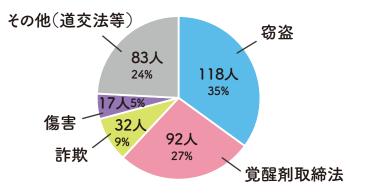
京都府内においても、新受刑者のうち約3割が覚醒剤取締法違反となっています【図4】。また、本市における覚醒剤取締法違反での再犯者率は約9割と極めて高い状況にあります。【図5】

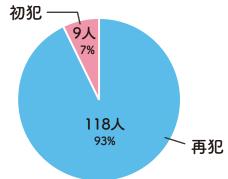
【図3】再犯者(刑法犯検挙者)に占める高齢者の割合の推移(京都市)



【図4】罪名別 新受刑者の状況 (京都府, 令和元年)

【図5】覚醒剤取締法違反(検挙者数)の内訳 (京都市,令和元年)





施策の方向性

高齢者,薬物依存症者等の再犯防止に向けては,必要な保健医療・福祉サービスに適切につなげ,継続的に支援・治療を行うことが重要であることから,ネットワークの充実を図り,関係機関と連携した切れ目のない支援を推進します。

- 1 関係機関と連携し、生活困窮者、高齢者、障害のある人等に対する保健医療・福祉サービスの提供を推進します。
- ① 刑事司法関係機関等との連携による切れ目のない支援の推進 【保健福祉局】 〈再掲〉
- ② ハンドブック 「つなぐ つながる」を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【保健福祉局】〈再掲〉
- ③ 京都市再犯防止推進会議による関係機関との連携による再犯防止の取組の着実な推進【保健福祉局】〈再掲〉
- ④ 生活困窮者, 高齢者, 障害のある人等に対する保健医療・福祉サービスの提供 【保健福祉局】

保健福祉センター、地域包括支援センター、障害者地域生活支援センター等において、生活困窮者、高齢者、障害のある人等に対する保健医療・福祉サービスの提供を推進します。また、地域あんしん支援員等により、制度の狭間や支援を拒否する人など、支援につながりにくい人への働き掛けを行い、保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。

⑤ 京都保護観察所が開催する関係機関連絡協議会への参画による保健医療・福祉サービスの円滑な提供に向けた連携強化【保健福祉局】

京都保護観察所が開催する関係機関連絡協議会に参画し、保健医療・福祉サービスの円滑な提供について意見交換、情報共有を行うなど、関係機関との連携強化を図ります。

- 2 関係機関と連携し、薬物依存等からの回復支援を推進します。
- ① こころの健康増進センターにおける総合的な依存症対策の推進【保健福祉局】 こころの健康増進センター(精神保健福祉センター)を依存症者に対する相談拠点に位置 付け、薬物等の問題を抱える本人及び家族を対象とした薬物依存症・ギャンブル等依存症外 来を設置するなど、同センターにおいて依存症対策を総合的に推進します。
- ② 依存症専門医療機関の選定等による依存症者に対する医療の提供体制の確保 【保健福祉局】

アルコール健康障害,薬物依存症,ギャンブル等依存症を対象とする依存症専門医療機関の選定等を進めることにより,依存症者に対する医療の提供体制の確保を図ります。

③ 薬物依存症回復支援プログラム「KEEP」の実施等による依存症者の回復支援 と再発の予防【保健福祉局】

薬物問題に悩む本人が自己理解を深め、依存症からの回復を目指す薬物依存症回復支援プログラム「KEEP」の実施等により、薬物依存症者に対する回復支援や再発予防に取り組みます。

④ アルコール・薬物依存症家族支援プログラムの実施による依存症者の家族に対する支援【保健福祉局】

講義及びグループワーク形式のアルコール・薬物依存症家族支援プログラムの実施により、 依存症者の家族に対する支援に取り組みます。

⑤ 依存症者支援実務者連絡会議の開催等を通じた依存症者の回復支援に関する 地域ネットワークの構築【保健福祉局】

依存症者支援実務者連絡会議の開催等を通じて、地域における依存症に関する情報や課題を共有し、依存症者の回復支援に関する地域のネットワークを構築することで、包括的な支援に取り組みます。

⑥ 医療関係者,保健福祉関係者,刑事司法関係者等に対する薬物依存症者の回復支援に関する研修の実施【保健福祉局】

薬物依存の問題を抱える人を支援する関係者(医療,保健福祉,刑事司法等)に対する研修を定期的に実施することにより,薬物依存からの回復支援に関する正しい知識・技術の普及に努め,関係者同士の連携強化を図ります。

- ⑦ 活動周知の協力等,依存症者の自助グループ等の活動に対する支援【保健福祉局】 こころの健康増進センターが発行する広報物や主催研修会・講演会等において,依存症者 の自助グループや回復支援施設の活動周知の協力等を行うことにより,利用拡大と市民理解の 促進を図ります。
- ③ 薬物依存に関する理解が市民に広がるよう、関係機関と連携した広報・啓発活動を実施します。
- ① 啓発活動による薬物依存症は適切かつ継続的な治療・支援により回復することができる病気であることの理解促進【保健福祉局】

「薬物問題について考える講演会」の開催やリーフレットの配布等の啓発活動により、薬物依存症は適切かつ継続的な治療・支援により回復することができる病気であることの知識を深め、依存症者の回復への見守りや支援につながるよう理解促進を図ります。

② きょうと薬物乱用防止行動府民会議や京都府薬物乱用対策推進本部への参画による関係機関と連携した総合的な薬物乱用防止対策の推進【保健福祉局】

きょうと薬物乱用防止行動府民会議や京都府薬物乱用対策推進本部に参画し、京都府や 刑事司法関係機関と連携して、未然防止や再乱用防止に取り組むなど、総合的な薬物乱用防止対策を推進します。

関連する国の主な施策

○矯正施設における社会福祉士,精神保健福祉士の配置

矯正施設では、犯罪等をした人について、福祉サービスのニーズを早期に把握し、円滑に福祉サービスを利用できるようにするため、社会福祉士又は精神保健福祉士を非常勤職員として配置するとともに、福祉専門官(社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する常勤職員)の配置を進めている。

○刑事施設における社会復帰支援指導プログラムの実施

刑事施設では、高齢者又は障害のある受刑者の円滑な社会復帰を図るため、社会復帰支援指導プログラムを実施している。同プログラムでは刑事施設の職員による指導のほか、民間の専門家を指導者として招へいするなど、関係機関等の協力を得て、基本的動作能力や体力の維持・向上のための健康運動指導、各種福祉制度に関する基礎的知識の習得を図るための指導を行っている。

○地域生活定着支援センターにおける特別調整の実施

法務省及び厚生労働省では、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者 又は障害のある人等が、福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、矯正施設、保護観 察所、地域生活定着支援センター及び地域の福祉等の関係機関等が連携・協働しつつ、矯 正施設入所中から必要な調整を行い、出所後の支援につなげる特別調整の取組を実施して いる。また、同センターでは、地域の支援ネットワークの構築の推進を強化するなど、更なる 連携機能の充実強化を図っている。

○指定更生保護施設における特別処遇の実施

法務省では、一部の更生保護施設を指定更生保護施設に指定し、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の専門資格等を有する職員を1施設に1~2名配置して、高齢や障害の特性に配慮しつつ、社会生活に適応するための指導や退所後に円滑に福祉サービス等を受けるための調整等の特別処遇を実施している。

○刑事施設における特別改善指導(薬物依存離脱指導)の実施

刑事施設では、薬物依存がある受刑者に対して、特別改善指導として、刑事施設の職員や 民間自助グループが指導者となり、薬物依存の認識及び薬物使用に至る自分の問題を理解させた上で、断薬への動機付けを図り、再使用に至らないための知識及びスキルを習得させる とともに、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受ける ことの必要性を認識させることを目的にした薬物依存離脱指導を行っている。

○保護観察所における薬物再乱用防止プログラムの実施

保護観察所では、覚醒剤等の使用を反復する傾向を有する保護観察対象者に対して、薬物再乱用防止のための教育課程と簡易薬物検出検査を併せた薬物再乱用防止プログラムを実施している。また、同プログラムの実施に当たっては、医療機関や自助グループ等の協力を得ているほか、保護観察終了後に対象者がそれらの機関や団体が行うプログラムにつながれるよう取り組んでいる。

○矯正施設・保護観察所における薬物指導体制の整備

矯正施設及び保護観察所では、施設内処遇と社会内処遇の連携強化のため、矯正施設職員及び保護観察官を対象とした薬物依存対策研修を実施している。さらに、一部の保護観察所では、薬物依存に関する専門的な処遇を集中して行い、処遇効果の充実強化を図ることを目的とした薬物処遇ユニットを設置し、薬物事犯者に係る指導・支援体制の充実を図っている。

○薬物処遇重点実施更生保護施設における専門的処遇の実施

法務省では、一部の更生保護施設を薬物処遇重点実施更生保護施設に指定し、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門的資格を持った専門スタッフを中心に、薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇を実施している。

○更生保護施設における薬物中間処遇の試行的実施

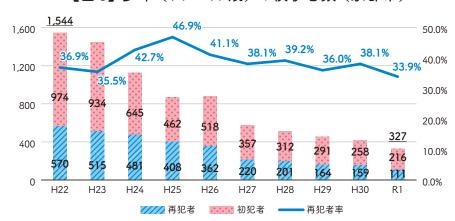
一部の更生保護施設では、刑事施設を仮釈放された薬物事犯者が、地域社会においても依存症治療や回復支援を自発的に受け続けられる環境を整備するため、薬物中間処遇を試行的に実施している。具体的には、地域の医療機関や回復支援施設等が実施するプログラムやグループミーティングに保護観察対象者がつながっていけるように、保護観察所における薬物再乱用防止プログラムと同等の専門的な処遇を民間団体と連携して実施し、保護観察対象者への働き掛けを行っている。



非行の未然防止、犯罪等をした少年への継続した学びの支援

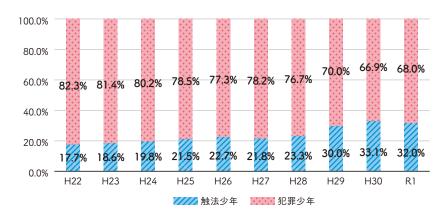
現状・課題

- 本市における少年(14歳~19歳)の検挙者数は、この10年間(平成22年~令和元年)で減少(1,544件⇒327件)していますが、再犯者率は3割から4割の間で推移しています【図6】。また、京都府内の刑法犯少年のうち14歳未満である少年(触法少年)の割合は、この10年間(平成22年~令和元年)で14.3ポイント(17.7%⇒32.0%)増加しており、少年非行が低年齢化している状況にあります。【図7】
- 本市においては、中学校卒業後、多くの人が高等学校等に進学している状況にありますが、 非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校に進学しなかったり、高等学校を 中退する人もおり、令和元年の保護観察処分・少年院仮退院少年のうち半数近くの人が中学 校卒業後、高等学校に進学していなかったり、高等学校を中退している状況にあります。【図8】



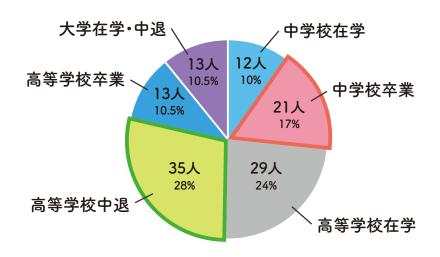
【図6】少年(14~19歳)の検挙者数(京都市)





区分/年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
刑法犯少年	2,920	2,772	2,096	1,713	1,658	1,128	857	811	735	563
犯罪少年	2,404	2,257	1,680	1,344	1,281	882	657	568	492	383
触法少年	516	515	416	369	377	246	200	243	243	180

【図8】保護観察処分・少年院仮退院少年(京都市,令和元年)



施策の方向性

将来性や心の柔軟性に富む少年の再犯防止に向けては、非行の未然防止、犯罪等をした少年への継続した学びの支援等が重要であることから、学校等と連携し、非行あるいは問題行動を含めた児童生徒の行動や状況、ニーズに応じた支援・指導等を推進します。

- 1 児童生徒の非行の未然防止等を目的とした取組を推進します。
- ① 民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進【保健福祉局】

民間団体による若年者を対象とした再犯防止に資する活動への支援を通じ、生きづらさを抱える若年者が必要な支援につながることができる居場所づくりを推進します。

② 警察官やスクールサポーター等を講師とした非行防止教室の実施による子どもの規範意識の育成【教育委員会事務局】

学校に警察官やスクールサポーター(警察OB)等を講師として招き、暴力・万引き・いじめ・ 薬物乱用・性課題等に関する講義を行う非行防止教室を実施することにより、子どもの規範意 識を育みます。

③ 薬物乱用防止教育スタンダードに基づく学校における体系的な薬物防止教育の 推進【教育委員会事務局】

薬物乱用防止教育スタンダードに基づき、薬物乱用防止教室、喫煙防止教育などに取り組み、学校における体系的な薬物乱用防止教育を推進します。

④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による児童生徒及び保護者に対する相談支援【教育委員会事務局】

学校に配置しているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが児童生徒や保護者の様々な悩みの相談に応じ、関係機関と連携して課題に応じた支援を推進します。

⑤ 学校と関係機関との連携強化と生徒指導上の課題への組織的対応力の向上 【教育委員会事務局】

京都市中学校補導連盟連絡協議会において、生徒指導に関する情報交換や問題行動の未然防止に関する研修等を実施することにより、参加機関との連携を強化するとともに、中学校における生徒指導上の課題への組織的対応力の向上を図ります。

⑥ 児童相談所における触法行為等に対する相談の受付及び継続した指導・支援の 実施【子ども若者はぐくみ局】

児童相談所において、触法行為や虐待等の相談を受け付け、学校、少年サポートセンター 等の関係機関及び地域の関係者と連携して、継続した指導・支援を実施します。

⑦ 京都少年鑑別所 (法務少年支援センター) が開催する地域援助推進協議会への参画等, 関係機関との連携強化による児童相談所における相談支援の充実【子ども若者はぐくみ局】

京都少年鑑別所(法務少年支援センター)が開催する地域援助推進協議会へ参画する等, 関係機関との連携を強化するとともに,同鑑別所による心理相談,指導方法の提案等の個別 援助を活用することにより、児童相談所における相談支援の充実を図ります。

⑧ 青少年活動センターにおける非行少年の立ち直り支援や若者が安心して過ごせる居場所づくりによる自己成長の支援【子ども若者はぐくみ局】

青少年活動センターにおいて、ボランティア活動等の支援プログラムを活用した非行少年の立ち直り支援や若者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組むことにより、様々な悩みを抱える青少年の自己成長を支援します。

⑨ 非行防止、犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等、保護司の活動への支援【子ども若者はぐくみ局】

非行防止活動,保護観察を主とした更生保護活動及び毎年7月に実施される「社会を明るくする運動」の諸活動に対する助成を行うなど,保護司の活動を支援します。

⑩ 京都市少年補導委員会等と連携した青少年の非行防止や健全育成の推進【子 ども若者はぐくみ局】

青少年の非行・被害防止全国強調月間(7月)を中心に,少年補導・育成団体等と連携して, 非行防止に関する街頭啓発を行うなど,青少年の非行防止や健全育成を推進します。

① 子ども食堂など地域団体等が実施する子どもの居場所づくりの取組への支援による社会的孤立の防止【子ども若者はぐくみ局】

子ども食堂や学習支援といった、地域や民間団体により実施されている子どもの居場所づくりの取組に対する支援コーディネーター派遣など、より多くの地域で継続的に行われていくための支援を実施することにより、子どもの社会的孤立を防止します。

② 京都府が開催する非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議への参加による関係機関と連携した非行少年等に対する支援の推進【子ども若者はぐくみ局】京都府が開催する非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議に参加し、京都府や京都少年鑑別所、京都保護観察所等との意見交換、情報共有を行うなど、関係機関と連携した非行少年等に対する支援を推進します。

2 課題のある少年の継続した学びの支援を推進します。

① 少年院, 少年鑑別所等に入院, 入所した児童生徒に対する円滑な復学・進学や再非行防止等に向けた支援の実施【教育委員会事務局】

少年院,少年鑑別所等に入院,入所した児童生徒について,学校が関係機関と連携して,適切に学籍や学習評価等についての配慮を行うなど,円滑な復学・進学や再非行防止等に向けた支援を実施します。

② 高校進学に課題を抱える中学生等に対する学習支援の推進 【子ども若者はぐく み局】

学習習慣づくりや安心して過ごせる居場所づくりなど、高校進学に課題を抱える中学生等に 対する学習支援を推進します。



関連する国の主な施策

○矯正施設における高等学校卒業程度認定試験の実施

法務省及び文部科学省では、刑事施設及び少年院に入所・入院中の人の改善更生と円滑な社会復帰を促す手段の一つとして、刑事施設及び少年院で高等学校卒業程度認定試験を実施している。

○少年院における修学支援の実施

少年院では、少年院出院後に中学校への復学が見込まれる人や高等学校等への復学・進学を希望している人を修学支援対象者として選定し、重点的に修学に向けた支援を行っている。内容としては、修学支援ハンドブック等を活用して、出院後の学びについて動機付けを図っているほか、少年院で実施した修学に向けた支援に関する情報を保護観察所等と共有することで、出院後も本人の状況等に応じた学びが継続できるよう取り組んでいる。

○少年鑑別所における地域援助の実施

少年鑑別所では、非行・犯罪問題の専門機関として、問題行動への対応を中心とした支援を行っている。その中で、発達上の課題を有する児童生徒の学校適応に関する相談や進路相談等も受けており、必要に応じて知能検査や性格検査、職業適性検査のほか、暴力や性的な問題行動等に係るワークブック等を用いた心理的支援なども行っている。

○保護観察所におけるBBS会や保護司等と連携した学習支援の実施

保護観察所では、保護観察対象者に対し、BBS会や保護司等の民間協力者と連携し、例えば、BBS会による「ともだち活動」の中での学習支援や、保護司による学習相談や進路に関する助言を行っている。また、対象少年に対して地方公共団体が実施する学習相談・学習支援の利用を促すことで、地域における居場所の確保に努め、対象少年の状況に応じた学びが継続されるように支援を行っている。



柱4

犯罪等をした人の年齢や特性に応じた効果的な支援の実施

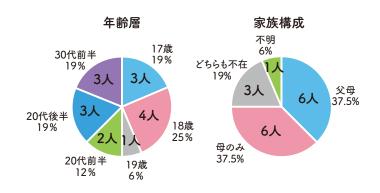
現状・課題

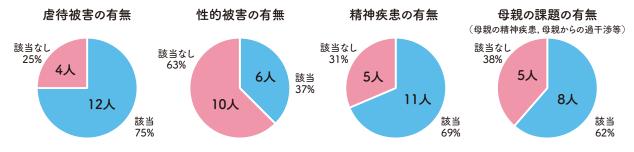
- 犯罪等をした人は、その生育過程において困難な環境にあった人も多く、罪を犯すことでさらに深刻化します。また、本人の自己肯定感の低さ等から支援を望まず、必要な支援につながらないまま、犯罪や非行に至ってしまうことがあります。
- 本市の地域再犯防止推進モデル事業において寄り添い支援を実施した若年女性においても、虐待や性的被害等を受けたことがある、精神疾患がある等、様々な生きづらさを抱え、このことが自己否定、ひいては犯罪等につながる傾向がありました。【図9】

また、矯正施設に入所・入院している若年女性に対する聞き取り調査では、入所・入院前に児童相談所などの相談機関を利用してこなかった事例が多いことや、矯正施設内では、住居や就労など、出所・出院後の生活について具体的に考えたり、相談をしたりする機会が限られているという意見がありました。

本市では、こうした課題に対応するモデル事業として、生きづらさを抱える若年女性を必要な相談・支援機関につなげるため、民間団体と連携して、居場所づくりや、ハンドブック「つなぐつながる」を作成・配布する事業を実施しましたが、今後も継続した取組が必要です。

【図9】寄り添い支援(詳細はP11参照)を行った若年女性の状況と支援結果 (令和元年度~2年度, 総数16名)





寄り添い支援の結果

寄り添い支援を行った対象者について、就労の継続、専門学校への進学、家族との関係改善、行政機関での保護などにより、課題の解消や行政の支援につなげることができました。

施策の方向性

本市では、地域再犯防止推進モデル事業として取り組んだ若年女性への支援を踏まえ、立ち直る機会が多い若年者の支援に重点を置いた取組を推進します。

また、これまでから取り組んできた各種施策に再犯防止の視点を取り入れ、犯罪等をした 人が取り残されないようにします。

- ① 地域再犯防止推進モデル事業の結果を踏まえ、若年者に対する効果的な支援を実施します。
- ① 民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進【保健福祉局】〈再掲〉
- ② 犯罪等をした若年者に対する効果的な支援モデルの提示【保健福祉局】 地域再犯防止推進モデル事業の結果や民間団体の取組事例を市民や支援団体等に広く 発信するなど、犯罪等をした若年者に対する効果的な支援モデルを提示します。
- 2 地域再犯防止推進モデル事業として作成したハンドブック「つなぐ つながる」の活用により、困りごとに応じた支援につなげる取組を推進します。
- ハンドブック 「つなぐ つながる」 を活用した相談・支援機関につながりやすい環境整備【保健福祉局】〈再掲〉
- ③ 本市の各種行政計画や各種施策において, 再犯防止の視点を取り入れ, 犯罪等をした人が取り残されないようにします。
- 本市の様々な行政計画や施策への再犯防止の視点の導入【保健福祉局】 本市の様々な行政計画や施策に再犯防止の視点を取り入れることにより、本市の各種施策 において犯罪等をした人が取り残されないようにします。

関連する国の主な施策

○矯正施設及び更生保護施設における女性の抱える問題に応じた指導等の実施

女子刑事施設では、女子受刑者特有の問題に対処するため、看護師、助産師、介護福祉士など医療・福祉等の地域の専門家の協力・支援を得て、女子受刑者に対する助言・指導や職員に対する研修等を行っている。また、一般改善指導の枠組みの中で、①窃盗防止指導、②自己理解促進指導(関係性重視プログラム)、③自立支援指導、④高齢者指導、⑤家族関係講座の5種類のプログラムを実施している。さらに、女子少年院では、在院者の多くが虐待等の被害体験や性被害による心的外傷等の精神的な問題を抱えていることを踏まえ、女子少年院在院者の特性に配慮した処遇プログラムを実施している。また、女性を受け入れる更生保護施設の体制強化により、地域社会の中でも女性の特性に応じた指導・支援の充実を図っている。

○矯正施設及び保護観察所における性犯罪者等に対する専門的処遇の実施

刑事施設では、特別改善指導として、性犯罪者に対して、自己の問題性を認識させるとともに、再犯に至らないための具体的な対処方法を習得させる性犯罪再犯防止指導を実施しており、少年院では、特定生活指導として、性的な動機により非行した在院者に対する性非行防止指導を実施している。また、保護観察所では、性犯罪を繰り返すなどの問題傾向を有する保護観察対象者に対して、性犯罪者処遇プログラムを実施している。

○刑事施設及び保護観察所における暴力団からの離脱に向けた指導等の実施

刑事施設では、特別改善指導として、暴力団離脱指導を実施し、警察等と協力しながら、 暴力団の反社会性を認識させる指導を行い、離脱意志の醸成を図っている。また、保護観 察所では、警察、暴力追放運動推進センター及び矯正施設との連携を強化し、暴力団関係 者の離脱の意志等の情報を把握・共有することで、充実した指導を行っている。

○少年鑑別所における非行少年等に対する適切なアセスメント

少年鑑別所において,鑑別の必要な人に対し,医学,心理学,教育学,社会学などの専門的な知識や技術に基づき,個々人の発達特性や再非行リスク,介入すべきポイントを的確に把握した精度の高いアセスメントを行い,改善に向けた処遇指針を示している。

○少年院及び保護観察所等における発達上の課題を有する犯罪等をした人に対する指導等の実施 少年院では、発達上の課題を有する在院者の処遇に当たって、非行や問題行動が起きるプロセスの理解の重要性等を示した「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を活用するなど、その充実に努めている。また、保護観察所、更生保護施設等では、発達上の課題を有する保護観察対象者について、必要に応じて、児童相談所や発達障害者支援センター等と連携するなどして、個別の課題や特性に応じた指導等を実施している。

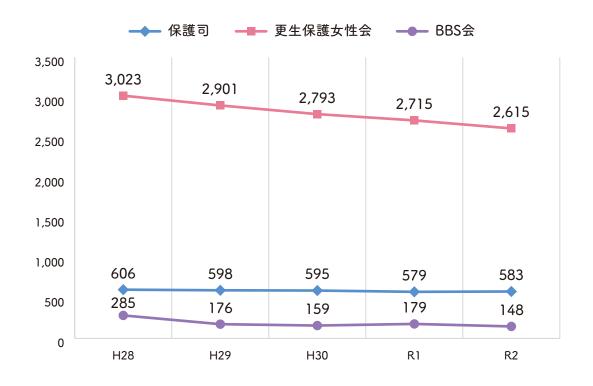


民間協力者の活動との更なる連携, 広報・啓発活動の推進による地域社会への理解促進

現状・課題と施策の方向性

- 再犯防止や更生支援に関する取組は、更生保護ボランティア(保護司、更生保護女性会、 BBS会)など、多くの民間協力者に支えられてきましたが、本市における民間協力者は減少傾向 にあります。【図10】
 - こうした取組を支える民間協力者は、再犯防止や更生支援に関する施策を推進する上で欠くことのできない存在であることから、担い手の確保に協力する等、その活動を支援します。
- また、再犯防止や更生支援に関する市民理解の促進は、民間協力者の増加や活動の充実につながり、同時に、更生を目指す人の人権が尊重されることは出所者等の更生意欲の向上につながります。さらに、企業や福祉関係機関等における理解の促進は、犯罪等をした人を積極的に支援する協力雇用主や犯罪等をした人の入居を拒まない民間賃貸住宅の拡大、必要な福祉サービスの円滑な提供等につながります。このため、本市職員はもとより、市民向け、企業向け、福祉関係者向けに再犯防止・更生支援に関する啓発・研修に取り組みます。

【図 10】更生保護ボランティアの人数(京都市)4月1日現在



- 民間協力者との連携を強化するとともに、その活動を支援します。
- ① 京都市再犯防止推進会議における関係機関との連携による再犯防止の取組の 着実な推進【保健福祉局】〈再掲〉
- ② 活動の周知や担い手募集の協力等による民間協力者の活動への支援【保健福祉局】

本市のホームページや広報誌において、民間協力者(保護司、更生保護女性会、BBS会等)の活動の周知や担い手募集の協力等を行うことにより、民間協力者の活動を支援します。

- ③ 非行防止,犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等,保 護司の活動への支援【子ども若者はぐくみ局】〈再掲〉
- ④ 京都市少年補導委員会等と連携した青少年の非行防止や健全育成の推進【子 ども若者はぐくみ局】〈再掲〉
- ⑤ 市職員に対する保護司など民間協力者の活動への理解と参加の促進 【保健福祉局、子ども若者はぐくみ局】

本市の職員研修等において、保護司の活動について紹介するなど、民間協力者に対する本市職員の理解や退職後の参加を促進します。

- ② 再犯防止の取組や刑務所出所者等の社会復帰支援の重要性について理解を促進するための広報・啓発活動を実施します。
- ① 再犯防止・更生支援に関する理解促進に向けた市民・事業者等への啓発【保健 福祉局】

再犯防止啓発月間(7月)を中心に、市民、事業者等に対して、再犯防止・更生支援についての理解を深める啓発を実施します。

② 市民, 地域や関係機関等と連携した犯罪防止に関する総合的な取組の推進【文化 市民局】

「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」など市民が安心して生活でき、安全な地域社会を実現するための各種取組を進めていく中で、市民、地域、関係機関等と連携した犯罪防止などの普及啓発を推進します。

- ③ 非行防止,犯罪予防等の活動や「社会を明るくする運動」に対する助成等,保 護司の活動への支援【子ども若者はぐくみ局】〈再掲〉
- ④ 民間協力者の顕彰による民間協力者の活動に対する市民理解の促進 【保健福祉局、子ども若者はぐくみ局】

地域の安全・安心に貢献した民間協力者を顕彰することにより、民間協力者の活動や意義を広く発信し、再犯防止、更生支援に関する市民理解の促進を図ります。また、国の顕彰制度に候補者を積極的に推薦します。

関連する国の主な施策

○法務省における民間協力者の活動に関する広報の充実

法務省では、「社会を明るくする運動」の広報・啓発行事、ツイッター等のSNSを通じた更生保護ボランティア活動の紹介や啓発資材の作成・配布によって、更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実を図っている。

○法務省における更生保護サポートセンターの設置の推進

法務省では、更生保護ボランティアの活動拠点である更生保護サポートセンターの整備を進めており、保護司会をはじめとする更生保護関係団体と、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携を強化し、更生保護活動の充実強化を図っている。

○更生保護施設における地域拠点機能の強化

法務省では、更生保護施設に対し更生保護施設退所者等への生活相談支援や薬物依存 回復訓練の実施を委託する「フォローアップ事業」により、刑務所出所者等が地域社会に定 着できるよう継続的な支援を行っている。また、今後の更生保護施設(更生保護事業)の在 り方についての検討を行っている。

○法務省における民間資金調達に関する実践マニュアルの作成による民間協力者の活動基盤 の強化

法務省では、不特定多数の人々からインターネット経由で必要な資金や協力を調達するクラウドファンディングを活用した民間資金調達に関する実践研究を行い、その結果を踏まえ、令和2年3月に「更生保護関係団体のためのクラウドファンディング実践マニュアル」を作成し、同マニュアルを活用するなどして、更生保護関係団体による効果的な民間資金の活用、更には更生保護や再犯防止の取組に対する国民の理解促進を図っている。

○法務省における再犯防止啓発月間(7月)の展開

法務省では、再犯防止啓発月間である7月に、集中的かつ広範囲にわたり、積極的な広報・啓発活動を展開している。再犯防止シンポジウムは、そのメインイベントとして位置付けられ、国民に広く犯罪等をした人の再犯防止についての関心と理解を深める機会となっている。

また、大阪高等検察庁、大阪矯正管区、近畿地方更生保護委員会及び大阪法務局は、「法務省近畿ブロック再犯防止実務担当者会議」を実施し、法務省の地方機関と地方公共団体との情報共有を図るとともに、連携を強化している。

○「社会を明るくする運動」による広報啓発等の実施

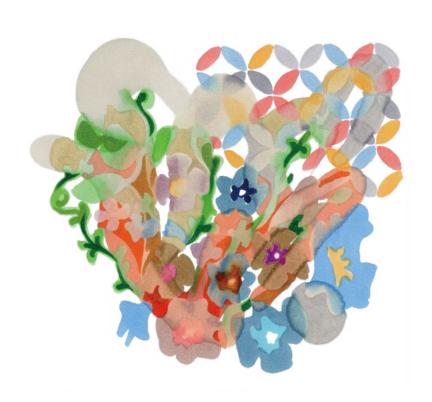
「社会を明るくする運動」は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動であり、再犯防止啓発月間である7月は、本運動の協調月間でもあり、全国各地において、運動の推進に当たっての内閣総理大臣メッセージやポスター等の広報啓発資材を活用し、地方公共団体や関係機関・団体と連携して、国民に対して広く広報啓発を行っている。

○法務省の人権擁護機関における各種啓発活動の実施

法務省の人権擁護機関(人権擁護委員等)では、刑を終えて出所した人に対する偏見・ 差別をなくし、社会復帰に資するよう、「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」 を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。

○内閣官房及び法務省による民間協力者に対する表彰

内閣官房及び法務省では、「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」において、再犯の防止等に関する活動を表彰の対象とし、再犯防止の推進において特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を内閣総理大臣が顕彰している。



柱も

「再犯防止×京都の文化力」の視点による取組の推進

現状・課題と施策の方向性

京都は、千年を超える歴史の中で、奥深い伝統文化を継承するとともに、同時に国内外との交流を通じて多様な文化を受け入れながら、絶えず新たな文化を生み出してきたまちです。

京都市では、こうした京都の文化とあらゆる施策との融合・連携を図る「文化を基軸とした市政運営」を推進しており、再犯防止の取組においても、本市の強みである文化の視点を取り入れていきます。

- 再犯防止の各種施策が効果をあげるためには、犯罪等をした人自身の更生意欲が前 提になります。犯罪等をした人に対しては、国の矯正施設等において特性に応じた指導が 行われていますが、帰住先となる本市としても、豊かな人間性を育む京都の文化力をいか して、更生意欲等を高める取組を実施します。
- ① 京都の文化力を活用した矯正施設入所者等の更生意欲等を高める取組を 実施します。
- 京都の文化力をいかした矯正施設入所者等に対する更生意欲等の喚起 【保健 福祉局】

京都刑務所や京都少年鑑別所等と連携して、伝統文化に触れる機会の提供など豊かな人間性を育む京都の文化力をいかした取組を展開することにより、矯正施設入所者等の更生意欲や自己肯定感を高めます。

- ② 地域社会で孤立させない切れ目のない支援や周囲との良好な人間関係の構築のため、京都の文化の体験を通した居場所づくりや支援者等とのつながりづくりを推進します。
- 民間団体への支援を通じた生きづらさを抱える若年者の居場所づくりの推進【保健福祉局】〈再掲〉



第5章 推進体制

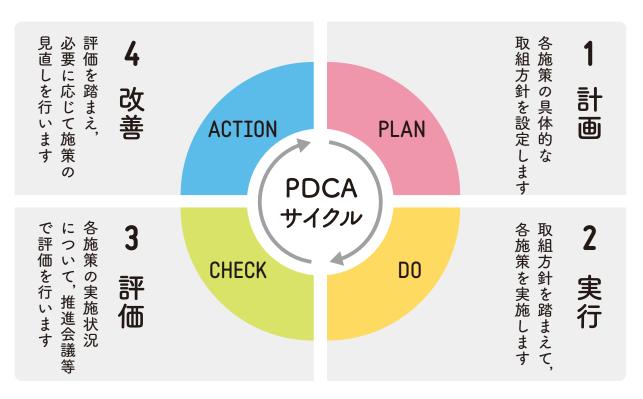
計画を着実に推進するため、刑事司法関係機関や更生支援に取り組む民間団体等で構成する「京都市再犯防止推進会議」を定期的に開催し、計画の進ちょく管理を行います。

また、進ちょく管理に当たっては、毎年度、PDCAサイクルにより、計画に位置付けた施策の 実施状況や成果指標の評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

【推進体制のイメージ図】



【PDCAサイクル】



参考資料

資料1 京都市再犯防止推進会議

1 委員名簿 (氏名の前の◎は座長, ○は副座長)

氏 名	団体及び役職
石田 陽子	更生保護法人西本願寺白光荘 施設長
棋原 節子	NPO法人京都マック 所長
梶村 健二	京都市保護司会連絡協議会 副会長
河本 朱美	京都保護観察所 統括保護観察官
小林 稔	京都府地域生活定着支援センターふぃっと センター長
小森 浩司	株式会社輝コーポレーション 総務部長
櫻田 香	京都刑務所分類教育部 首席矯正処遇官
眞田 義信	京都労働局職業安定部職業安定課 課長補佐
○ 志藤 修史	大谷大学 教授
寺田 玲	京都市社会福祉協議会 事務局次長
西村 葉子	京都府更生保護女性連盟 副会長
◎ 藤岡 一郎	京都産業大学 名誉教授
水口 萌子	京都BBS連盟 会長
明星 佳世子	京都少年鑑別所 地域非行防止調整官
寮 美千子	作家

(五十音順, 敬称略, 令和3年3月現在)

2 開催経過

会議	開催年月日	開催場所	意見聴取内容	
第1回	令和2年2月27日	京都市役所	再犯防止に取り組む意義について 計画の位置付け、計画の柱について	
第2回	令和2年8月12日~26日	委員個別への 意見聴取 ※	計画に掲げる施策について	
第3回	令和2年11月6日	職員会館 かもがわ	計画 (素案) について 市民意見募集について	
第4回	令和3年3月3日	オンライン※	市民意見募集の結果について 計画(最終案)について	

※ 第2回及び第4回会議については、新型コロナ感染症対策のため、開催方法を変更

資料2 再犯の防止等の推進に関する法律の概要

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的(第1条)

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義(第2条)

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。)若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)

3. 基本理念(第3条)

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も 途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自 ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務(第4条)

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に 応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等(第5条)

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間(第6条)

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間(7月)を設ける

7. 再犯防止推進計画(第7条)

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画(第8条)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等(第9条)

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告(第10条)

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援

(第12条)

3 非行少年等に対する支援

(第 13 条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第14条)
- 5 住居の確保等
- (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの 提供 (第 17 条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

8 関係機関における体制の整備等

(第18条)

9 再犯防止関係施設の整備

(第19条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第 20 条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等(附則)

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その 結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

(法務省資料)

再犯防止推進計画(国の計画)の概要 資料3

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から令和4年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、 今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

「再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合 48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、 再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 地域社会での継続的支援 再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画(案)を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防 止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、 社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居に おける特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の 連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グ ループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代 わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等
- ⑥ 地方公共団体との連携強化
- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標(令和3年までに2年以内再入率を16%以下にする等)を確実に達成し、 国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ

資料4 再犯防止推進計画加速化プランの概要



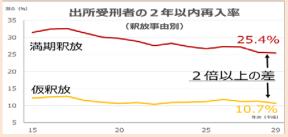
再犯防止推進計画加速化プラン

令和元年12月23日 犯罪対策閣僚会議決定

「再犯防止推進計画」(平成29年12月閣議決定、計画期間:平成30年度~令和4年度)に基づき政府一体となって実施している再犯防止施策に関して、より重点的に取り組むべき3つの課題に対応した各種取組を加速化させるもの。

1 満期釈放者対策の充実強化

(1) 現状と課題



⇒出所受刑者の2年以内再入率について、満期釈放者は仮釈放者 の2倍以上の差があり、全体を16%以下にするという政府目標を 確実に達成し、更に数値を下げるためには、満期釈放者対策は不 可欠

(2)成果目標

令和4年までに、満期釈放者の2年以内再入者数を <u>2割以上減少</u>

2 , 7 2 6 人(直近5年間の平均) →2 , 0 0 0 人以下に減少

- (3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組
 - 出所後の帰住先の確保を始めとした生活環境の調整の充実強化と仮釈放の積極的な運用
 - 満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実

2 地方公共団体との連携強化の推進

(1) 現状と課題

- 再犯防止の取組を進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きを更に促進していく必要がある。
- 再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画を策定した地 方公共団体は一部にとどまっている。

(2)成果目標

令和3年度末までに、100以上の地方公共団体で 地方計画が策定されるよう支援 ※ 策定団体数:22団体(R1.10.1現在)

- (3) 成果目標の達成に向けた主な具体的取組
 - 地方公共団体に対する各種統計や好事例等の提供
 - 地方公共団体における実施体制の構築のための必要な支援

3 民間協力者の活動の促進

(1) 現状と課題

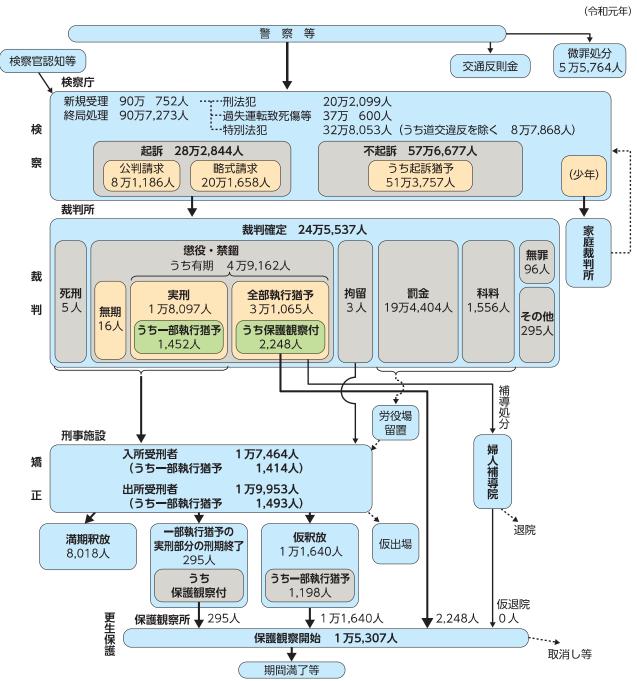
- 民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要がある。
- 財政上の問題から、民間協力者による再犯防止活動が限定的 な効果にとどまっていることも少なくない。

(2) 現状の課題に対応した主な具体的取組

- 〇 保護司等民間協力者に対する継続的支援の充実強化
- 〇 民間資金等を活用した再犯防止活動の促進

(法務省資料)

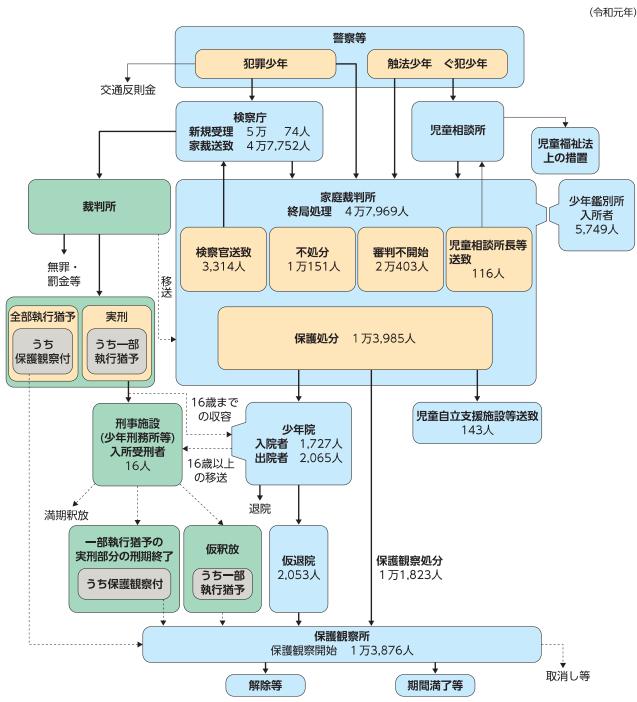
資料5 犯罪者処遇の概要



- 注 1 警察庁の統計、検察統計年報、矯正統計年報、保護統計年報及び法務省保護局の資料による。
 - 2 各人員は令和元年の人員であり、少年を含む。
 - 3 「微罪処分」は、刑事訴訟法246条ただし書に基づき、検察官があらかじめ指定した犯情の特に軽微な窃盗、暴行、横領(遺失物等横領を含む。)等の成人による事件について、司法警察員が、検察官に送致しない手続を執ることをいう。
 - 4 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 - 5 「出所受刑者」の人員は、出所事由が仮釈放、一部執行猶予の実刑部分の刑期終了又は満期釈放の者に限る。
 - 6 「一部執行猶予の実刑部分の刑期終了」の人員は、仮釈放中に余罪を理由に仮釈放を取り消され、その後刑事施設に収容される前に一部執行猶予の実刑部分の刑期を終了した者1人(なお、その者は、保護観察付一部執行猶予者である。)を含まない。
 - 7 「保護観察開始」の人員は、仮釈放者、保護観察付一部執行猶予者、保護観察付全部執行猶予者及び婦人補導院仮退院者に限り、事件単位の延べ人員である。そのため、各類型の合計人員とは必ずしも一致しない。
 - 8 「裁判確定」の「その他」は、免訴、公訴棄却、管轄違い及び刑の免除である。

(令和2年版犯罪白書)

資料6 非行少年処遇の概要



- 注 1 検察統計年報,司法統計年報,矯正統計年報及び保護統計年報による。
 - 2 「検察庁」の人員は、事件単位の延べ人員である。例えば、1人が2回送致された場合には、2人として計上している。
 - 3 「児童相談所長等送致」は、知事・児童相談所長送致である。
 - 4 「児童自立支援施設等送致」は、児童自立支援施設・児童養護施設送致である。
 - 5 「出院者」の人員は、出院事由が退院又は仮退院の者に限る。
 - 6 「保護観察開始」の人員は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者に限る。

(令和2年版犯罪白書)

資料7 用語解説

か ○ 仮釈放

再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的として、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間(残刑期間)が満了するまで保護観察に付することをいう。

き ○ 起訴猶予

不起訴処分のうち,犯罪事実が明白な場合において,犯罪の軽重,犯罪等をした人の性格,年齢 や境遇などの情状から,訴追を必要としないときにする処分をいう。

○ 矯正施設

犯罪等をした人を収容する施設(刑務所,少年刑務所,拘置所,少年院,少年鑑別所及び婦人補導院)の総称。

○ 協力雇用主

犯罪・非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解したうえで雇用し、立ち 直りを支援する事業主をいう。

け 〇 刑事施設

刑務所, 少年刑務所及び拘置所の総称。

〇 刑事司法関係機関

主に、検察庁、矯正施設、保護観察所のことをいう。

〇 刑法犯

窃盗、傷害、詐欺など「刑法」等の法律に規定する犯罪をいう。

〇 刑務所

懲役受刑者,禁錮受刑者などを収容する施設。

○ 刑務所出所者等就労奨励金制度

保護観察対象者等(仮釈放者,仮退院者又は満期釈放・退院後の更生緊急保護対象者)を雇用して指導に当たる協力雇用主に対して,年間最大72万円を支給する制度。

○ 検挙者

警察等が検挙した事件の被疑者のことをいう。なお、検挙とは、被疑者を特定し取り調べることをいう。

こ ○ 更生緊急保護

保護観察所が、満期釈放者や起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合に、その人の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずることをいう。

○ 更牛保護

犯罪等をした人を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動のことをいう。

○ 更生保護施設

主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに 自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職 援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援する施設。

○ 更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防の活動や子どもたちの健全育成のための支援活動などを行うボランティア団体。

○ 拘置所

被告人、被疑者など、主に刑の確定していない人を収容する施設。

さ ○ 再犯者

前に犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された人をいう。

〇 再犯者率

検挙者に占める再犯者の割合をいう。

し ○ 自助グループ

依存症等の同じ問題を抱えた人たちが自発的につながり、依存症等からの回復を目指す活動団体。

○ 社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪等をした人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動のことをいう。毎年7月を強調月間として各地で様々な取組が行われている。

○ 住宅確保要配慮者

低所得者,被災者,高齢者,障害者,子どもを養育している人,矯正施設退所者など住宅の確保 に特に配慮を要する者をいう。

○ 就労支援事業者機構

犯罪や非行のない安全で安心な社会の実現に貢献することを目的に,主として事業者の立場から 刑務所出所者や少年院出院者等の就労を支援する活動を行う特定非営利活動法人。

○ 少年院

主に家庭裁判所が少年院送致の決定をした少年を収容し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育、社会復帰支援等を行う施設。

○ 少年鑑別所

主として家庭裁判所の決定によって送致された少年を収容する他、審判等のため、専門的な知識により鑑別を行う施設。法務少年支援センターとして、地域における非行・犯罪の防止に関する活動も実施している。

ち () 地域生活定着支援センター

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関。

○ 地方更生保護委員会

矯正施設の長からの申出等に基づき、仮釈放・仮退院を許すか否かの審理等を行う機関。

と ○ 特別法犯

覚醒剤取締法違反, 迷惑防止条例違反等の刑法犯以外の犯罪をいう。

ひ ○ 非行少年

犯罪少年(14歳以上で罪を犯した少年),触法少年(14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年),ぐ犯少年(保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり,少年の性格又は環境に照らして,将来,罪を犯し,又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年)の総称。

○ BBS会

様々な問題を抱える少年たちと、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年たちの成長を助ける青年ボランティア。

ほ 〇 法務少年支援センター

少年鑑別所が、非行や犯罪に関する専門的知識やノウハウを活用して、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称。具体的には、相談者本人やその保護者からの心理相談、心理検査の実施やワークブック等を用いた指導、非行・犯罪問題に関する講演や研修等を行っている。

○ 暴力追放運動推進センター

暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済を目的として、市民の暴力団排除活動を支援する 組織。

〇 保護観察

犯罪等をした人が社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司が、面接等により行状を把握し、遵守事項等を守るよう必要な指示、措置を執ることや自立した生活ができるように住居の確保、 就職の援助等を行うことをいう。

〇 保護観察所

犯罪や非行をし、家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放になった人、保護観察付執行猶予となった人に対して、保護観察を行う法務省の機関。

○ 保護司

犯罪や非行をして保護観察を受けることになった人の生活を見守り、様々な相談に乗ったり、指導を行うボランティアをいう。

み ○ 身元保証制度

就職時の身元保証人を確保できない保護観察対象者等について、民間事業者が1年間身元保証をし、雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度。



京都市 保健福祉局 保健福祉部 保健福祉総務課

TEL: 075-222-3366 FAX: 075-222-3386 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地京都市役所分庁舎地下1階



